モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象 となる施策目標

医療従事者の資質の向上を図ること

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進す ること

【施策目標 2 【必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

|施策目標| 2-2|医療従事者の資質の向上を図ること

個別目標1 医師、歯科医師の臨床研修を推進すること

(主な事務事業)

- ・臨床研修病院等の指定
- ・臨床研修等指導医養成講習会の実施

┫別目標2 医療従事者等に対する研修を充実すること

(主な事務事業)

- ・医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・看護職員に対する研修会等の実施
- ・薬剤師研修等の実施

施策の概要(目的・根拠法令等)

1. 目的等

医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の資質の向上を 図ることが重要な課題である。そのため、医師等としての資質の向上を図ることを目的 として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、各種医療従事者 等に対する各種研修会等を実施している。

2. 根拠法令等

医師法(昭和23年法律第201号)等

主管部局・課室 医政局医事課

関係部局・課室 医政局指導課 歯科保健課、看護課、医薬食品局総務課

. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8			
1	研修医の臨床研修目標達成度(単	_	_	_	_	64.4			
	位:%)								
	(前年度以上/毎年度)								

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調 査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成14~17年は未把握。

個別目標に係る指標等 個別目標1 医師、歯科医師の臨床研修を推進すること 個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) H 1 4 H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8 研修医の臨床研修目標達成度(単 64. 位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ (調査名・資料出所、備考) 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標 が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | 事務事業名 : 臨床研修病院等の指定 平成18年度 : 一 百万円 (補助割合: [国 定額] [/]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他(業としての予算はありません 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 実 施 主 体 その他(概要:医師法第16条の2に規定している臨床研修病院の指定を行うもの。 事務事業名 :臨床研修等指導医養成講習会の実施 <u>69百</u>万円(補助割合:[国 7) 平成18年度 定額

個別目標2

医療従事者等に対する研修を充実すること

個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

V// / ///-	TT 1 /	TT 1 F	TT 1 C	TT 1 7	TT 1 O
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 講習会・研修会等の修了者数(単					
位:人)					
<u> (前年度以上/毎年度)</u>					
看護職員に対する研修会等の修了	17, 491	20, 592	20, 368	18, 428	_
		<u> </u>	 		
診療放射線技師実習指導者に対す	78	147	179	157	154
る講習会修了者数					
臨床検査技師実習指導者に対する	117	101	90	108	104
┃		L			
視能訓練士実習指導者に対する講	64	72	64	73	71
<u> 習会修了者数 </u>					
歯科技工士実習指導者に対する講	26	20	19	20	21
		L			
┃ □ 理学療法士・作業療法士養成所の	126	127	130	128	130
教員等に対する講習会修了者数		L		L	[]
薬剤師実務研修終了者数	70	71	52	83	56

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1は、医政局看護課調べによる。なお、平成18年度の「看護職員等に対する 研修会等の修了者数(人)」は、現在集計中であり、平成19年9月には確定値等公 表予定。
- 指標1の「看護職員に対する研修会等の修了者数」の一部は延べ人数。
- 指標1の「看護職員に対する研修会等の修了者数」の研修会等については、年度に より事業が異なるものがある。
- 指標2から6は医政局医事課調べによる。
- 指標7は(財)日本薬剤師研修センターの調べによる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

- 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施 事務事業名

5百万円(補助割合:定額) 平成18年度

予 算 額

- 般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 () 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検<u>疫所</u> 実施主体

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要:

診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士及び歯科技工士の養成カリキュラムにお ける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習指導者講習会を 実施するもの。理学療法士・作業療法士養成所の教員や実習施設の実習指導者を対象と

その他(

実施 主体 <u>本省、厚</u>生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、<u>検疫所</u>

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

(医療機関)

概要:

以下の事業等を実施。

- ・看護職員の教育指導者等の育成を図るもの。
- ・がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、 臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図るもの。
- ・特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践 できる専門性の高い看護師の育成を促進するもの。

事務事業名 |薬剤師研修等の実施

平成18年度

② 3 百 万円 (補助割合:定額) □般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 () 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

概要:

医薬分業の進展や薬剤師業務の多様化に伴い、卒前教育とともに、生涯教育とりわけ 実務研修の充実が必要であるため、経験豊かで適切な指導者の下で、薬剤師業務全般に ついての幅広い基本的な研修を行うもの。(財団法人日本薬剤師研修センターが実施)